

突風被害で発生した住宅等被災ごみの受入方法等について

「しらかば清掃センター」で受入して処理ができるものについてお知らせします。
ごみの分別方法は、基本的に通常のごみ分別にそって排出してください。

1. 受入できるもの

○家屋の解体前に、手作業で分別ができるもの

- ・家財道具
(タンス、テーブル、イス、机、食器棚、ソファ、ベット、布団、衣類 など)
- ・建具類
(障子、ふすま、窓、ドア、戸 など)
- ・畳
- ・電化製品
(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンを除く)
- ・木くず、板くず等 (受入サイズに制限あり) 木くずは、概ね長さ 150cm 以下、太さ 20cm 以下にしてください板くずは、概ね 90cm×180cm 以下にしてください
- ・紙くず

2. 受入できないもの

○家屋の解体により生ずるもの

- ・屋根
(スレート系、金属系、瓦 など)
- ・外壁
(窯業系^{ようぎょう}系、金属系、樹脂系、木質系、モルタル、レンガ、タイル、ALC など)
- ・断熱材 (石膏ボードを含む)
- ・鉄筋、鉄骨
- ・建築設備 (電気設備、給排水設備、空調設備)
(風呂、ユニットバス、トイレ、給湯機、ボイラー、キッチンシステム など)
(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)
(490ℓ 石油タンク)

3. 事業者へ解体を依頼する場合

業者等へ解体等を依頼された場合は、解体を請負った業者がごみ処分の責任者となります。事業者が解体又は処分したものを、「しらかば清掃センター」へ持込むことはできませんのでご注意ください。

4. ごみ処理手数料の減免について

突風被害によって発生したごみを白樺清掃センターへ直接持ち込む場合、町が発行する「一般廃棄物処理手数料減免決定通知書」を持参することで処理手数料が減免されます。被災された住宅や納屋の写真を持参のうえ、税務定住課住民室までお越しください。

5. 住宅等解体補助金について

突風によって損壊を受けた住宅や納屋を解体する場合、町から解体費用の2分の1以内 (上限額 25万円) の解体補助を受けられる場合があります。解体前に役場税務定住課住まい室へご相談ください。